

部あり、伴部は友部にして、西那珂郡にありと云、又多珂郡にも友部あり、又陸奥國に行方郡あり、又那珂郡に芳賀の郷名見ゆ、芳賀は下野國の郡名たり、又多珂郡に高野郷あり、高野は、中世今の大河郡を高野郡ともいひし事あり、そのゑにしにや、今白河郡に高野村あり、又茨城郡に白河の郷名あり、又勁川郷は多珂郡にあり、然るに久慈郡に屬せり、今彼此の地名を點檢し、古今遷移の來歴を考ふるに、各皆因て來れる處あり、今余至^純黒崎が臆載を此に存して、以て識者の考定を請、〔道の幸中〕廿日、○寛政四年十一月ひるの亥た、めして法隆寺へ行^略中太子御茵とて、あまたある中に、縫めもきれて、中倍の細緯筵出たるが、裏は幅ひろき布にて、端に常陸國信太郡中家郷戸主大伴羊口□天平寶勝八年□□と墨もて書いて有、寶勝は勝寶の書たがへるにや、八年の下は十月とおぼしくて其下は消てみえず、

〔吾妻鏡〕治承五年○養和元年十月十二日乙卯、以常陸國橋郷令奉寄鹿島社是依爲武家護持之神、殊有御信仰云云、

奉寄鹿島社御領

在常陸國橋郷

右爲心願成就所奉寄如件、

治承五年十月日

源賴朝
白散

〔吾妻鏡〕元暦二年○文治元年八月二十一日辛未、鹿島社神主中臣親廣、與下河邊四郎政義被召御前、遂一決、是常陸國橋郷者、被奉彼社領訖、而政義以當國南郡城^茨總地頭職稱在郡内、押領件郷令譴責神主妻子等、剩可從所勘之由、取祭文之旨、親廣訴申之政義雌伏、頗失陳謝、爲眼代等所爲歎之由、稱之、○下

〔鹿島文書〕下常陸國鹿島社司并在廳官人等在判